

〈経済活動別生産活動：フロー編付表2〉

経済活動別分類	産出額 ①	中間投入 ②	付加価値 ③ ①-②
国内	975.9	468.1	507.8
産業	897.9	420.5	477.4
政府サービス生産者	59.6	18.9	40.7
対家計民間非営利サービス生産者	18.7	6.7	12.0
輸入税	3.3	-	3.3
その他	▲3.7	-	▲3.7
増減利子	-	22.0	▲22.0

備考 1. ③の国内要素所得は市場価格表示の国内所得と区別するため、要素費用表示の国内所得+海外からの要素所得ともいう。
2. 要素費用表示の国内所得 388.4 = 雇用者所得 286.3 + 営業余剰 102.1
3. 要素費用表示の国民所得 = 要素費用表示の国内所得 + 海外からの要素所得

固定資本減耗 ④	純間接税 ⑤	国内要素所得 ⑥ ③-④-⑤
81.8	37.7	388.4
77.0	37.9	362.5
3.5	0.1	37.1
1.3	0.1	10.6
-	3.3	-
-	▲3.7	-
-	-	▲22.0

〈制度部門別の要素所得の受取と再分配：フロー編制度部門別所得支出勘定〉

国内要素所得の受取 ①	経常移転		可処分所得 ⑦+⑧-⑨	制度部門別分類
	受取③	支払④		
国内	388.4	410.6	431.4	国民
(営業余剰)	59.3	7.3	46.2	非金融法人企業
(営業余剰) (増減利子) ▲22.0	8.3	105.2	▲4.3	金融機関
-	160.8	96.5	64.3	一般政府
-	8.6	3.1	5.5	対家計民間非営利団体
(雇用者所得) (営業余剰) 56.5	286.3	128.7	345.5	家計 (個人企業を含む)

備考 1. 経常移転の受取と支払の差は、「純間接税」、「海外からの要素所得の受取(純)」および「海外からの経常移転の受取(純)」の合計である。
2. 海外からの要素所得の受取(純)が加わることにより、国内概念から国民概念に転換される。⑦の可処分所得は国民概念である。

〈制度部門別にみた可処分所得の処分：向前〉

制度部門別分類	可処分所得 (再掲) ⑩	最終消費支出 ⑪	貯蓄 ⑫ ⑩-⑪
国民	431.4	355.9	75.5
非金融法人企業	20.4	-	20.4
金融機関	▲4.3	-	▲4.3
一般政府	64.3	49.5	14.8
対家計民間非営利団体	5.5	4.4	1.1
家計 (個人企業を含む)	345.5	302.0	43.5

参考 1. 家計貯蓄率 (貯蓄/可処分所得)
2. 国民貯蓄率 (貯蓄/国民所得)

〈制度部門別にみた資本調達と資本形成：フロー編制度部門別資本調達勘定〉

固定資本減耗 ⑬	総資本調達 ⑭ ⑩+⑬+⑮	総資本形成 ⑯	貯蓄投資差額 ⑰ ⑯-⑱
81.8	156.9	145.9	10.9
53.4	77.4	79.0	▲1.6
1.5	▲2.8	2.8	▲5.6
3.5	16.7	33.9	▲17.2
1.3	3.3	1.8	1.5
22.1	62.2	28.4	33.8

備考 1. 資本移転(純)の制度部門は、国内における受取が相殺され、海外からの資本移転(純)に等しくなる。
2. 統合勘定の総資本調達⑭における計数は156.8である。これは統計上の不適合0.1が加わっているため。

制度部門別分類	資金過不足 ⑲-⑳	金融資産の増減 ㉑	負債の純増 ㉒
国民	11.0	109.5	98.5
非金融法人企業	0.2	4.2	4.0
金融機関	▲4.0	54.3	58.3
一般政府	▲11.1	22.0	33.1
対家計民間非営利団体	1.4	1.2	▲0.2
家計 (個人企業を含む)	24.5	27.8	3.3

備考 貯蓄投資差額 10.9 + 統計上の不適合 0.1
= 資金過不足 11.0
= 海外における負債の純増 11.0

表1 一般政府の部門別経常取引および資本取引

(単位：10億円)

取引の種類	平成 9 年度 (1997)		
	中央政府	地方政府	社会保障基金
1. 財産所得	3,973.3	976.1	9,156.9
2. 損害保険金	6.6	7.0	0.4
3. 間接税	21,182.8	21,737.9	0.0
4. 直接税	33,948.8	15,106.5	0.0
5. 罰金および強制的手数料	299.3	244.1	12.5
6. 社会保障負担	0.0	0.0	53,727.6
7. 無基金雇用者福祉帰属負担	7.8	3.5	0.1
8. 他の一般政府部門からの経常移転	312.5	27,031.1	14,460.8
9. 海外からのその他の経常移転	20.1	0.0	0.0
10. 他部門からのその他の経常移転	1,029.3	0.0	61.0
11. 経常受取	60,780.5	65,106.2	77,419.3
12. 最終消費支出	11,566.8	37,332.4	1,002.7
13. 財産所得	13,297.3	5,758.6	1.1
14. 損害保険純保険料	6.7	7.1	0.4
15. 補助金	2,135.3	1,521.4	0.0
16. 社会保障給付	0.0	0.0	61,867.2
17. 社会扶助金	1,755.6	6,549.9	0.0
18. 無基金雇用者福祉給付	7.8	3.5	0.1
19. 他の一般政府部門への経常移転	38,905.6	2,559.3	339.4
20. 海外に対するその他の経常移転	305.1	0.0	0.0
21. 他部門に対するその他の経常移転	1,733.9	1,580.8	350.5
22. 経常支払	69,714.1	55,313.0	63,561.3
23. 貯蓄	-8,933.6	9,793.2	13,858.0
24. 固定資本減耗	436.2	3,071.1	19.3
25. 他の一般政府部門からの資本移転(純)	-7,388.6	7,514.0	-125.4
26. その他の資本移転(純)	1,114.6	-2,107.8	-413.3
27. 総蓄積に対する資本調達	-14,771.4	18,270.5	13,338.6
28. 総固定資本形成	4,603.0	24,189.9	177.2
29. 土地の購入(純)	445.8	4,186.2	20.7
30. 貯蓄投資差額	-19,820.3	-10,105.0	13,140.8
31. 資金過不足	-12,807.5	-11,897.0	9,670.4
32. 金融資産の純増	14,282.8	-934.6	9,670.4
33. 現金通貨・通貨性預金	2,930.8	-714.8	268.2
34. その他の預金	5,288.4	-1,188.1	2,021.5
35. 短期債券	-476.4	0.0	-4.6
36. 長期債券	-578.0	0.0	484.2
37. 株式	5.0	1.1	-25.5
38. 政府貸出金	4,320.5	144.8	87.8
39. 生命保険	-313.3	0.0	-1,245.0
40. 政府繰入金	161.0	0.0	0.0
41. 売上債権	1.2	0.0	0.0
42. その他の金融資産	2,943.6	822.4	8,083.8
43. 負債の純増	27,090.3	10,963.1	0.0
44. 短期債券	6,402.0	0.0	0.0
45. 長期債券	13,324.4	3,780.9	0.0
46. 市中借入金	9.7	1,256.0	0.0
47. 政府借入金	6,413.2	5,932.7	0.0
48. 買入債務	0.0	-6.5	0.0
49. その他の負債	941.0	0.0	0.0

(原典) 「国民経済計算年報(平成11年版)」

表2 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

（単位：10億円）

項 目	平成9年度
1. 社会保障給付	61,867.2
(1) 特別会計	33,929.8
1 厚生保険（除児童手当）	21,853.9
a 健康・日雇健康保険	4,572.5
b 厚生年金	17,281.4
2 国民年金	8,861.4
3 労働保険	3,157.3
a 労災保険	974.7
b 雇用保険	2,182.6
4 船員保険	57.3
a 疾病給付	44.5
b 年金給付	3.6
c 失業給付	9.1
(2) 国民健康保険	5,652.5
(3) 老人保健医療	9,651.4
(4) 共済組合	7,508.8
1 国家公務員共済組合	1,869.6
a 短期	246.6
b 長期	1,623.0
2 地方公務員共済組合	4,691.6
a 短期	763.5
b 長期	3,928.1
3 旧公共企業体職員共済組合	261.2
a 短期	0.0
b 長期	261.2
4 その他	686.5
a 短期	105.3
b 長期	581.2
(5) 組管掌健康保険	3,360.5
(6) 児童手当	148.6
(7) 基金	1,615.6
1 年金基金	1,576.8
2 災害補償基金	38.7
2. 社会扶助金	8,305.5
うち恩給	1,608.2
3. 無基金雇用者福祉給付	11.4
うち公務災害補償	11.3
合 計	70,184.0

（注）本表の分類のうち「1. 社会保障給付」については、付表10の分類と対応している。

（原典）「国民経済計算年報（平成11年版）」

表3 社会保障負担の明細表

(単位：10億円)

項 目	平成 9年度		
	雇主負担	雇用者負担	合計
1. 特別会計	15,583.1	15,902.4	31,485.5
1) 厚生保険(除児童手当)	13,360.6	13,320.0	26,680.6
a 健康保険	3,019.0	2,978.4	5,997.4
b 厚生年金	10,341.6	10,341.6	20,683.2
2) 国民年金(注)	0.0	1,912.9	1,912.9
3) 労働保険	2,159.4	645.4	2,804.8
a 労災保険	1,514.1	0.0	1,514.1
b 雇用保険(失業保険)	645.4	645.4	1,290.7
4) 船員保険	63.1	24.2	87.3
a 疾病	41.7	16.0	57.7
b 年金	10.8	4.2	15.0
c 失業	4.0	4.0	8.0
d その他	6.5	0.0	6.5
2. 国民健康保険(注)	0.0	3,399.5	3,399.5
3. 共済組合	6,282.3	3,100.3	9,382.6
1) 国家公務員共済組合	1,380.7	682.4	2,063.1
a 長期経理	1,189.1	491.5	1,680.5
b 短期経理	191.7	190.9	382.6
2) 地方公務員共済組合	3,972.9	2,031.0	6,004.0
a 長期経理	3,400.1	1,448.9	4,849.0
b 短期経理	572.8	582.2	1,155.0
3) 旧公共企業体職員共済組	546.9	0.0	546.9
a 長期経理	546.9	0.0	546.9
b 短期経理	0.0	0.0	0.0
4) その他	381.7	386.9	768.6
a 長期経理	301.4	306.5	607.9
b 短期経理	80.4	80.4	160.7
4. 組合管掌健康保険	3,244.2	2,506.0	5,750.2
5. 児童手当	155.1	0.0	155.1
6. 基金	2,115.9	1,438.8	3,554.7
1) 年金基金(注)	2,071.1	1,438.8	3,509.9
2) 災害補償基金	44.8	0.0	44.8
合 計	27,380.6	26,347.0	53,727.6

- (注) 1. 国民年金、国民健康保険、および農業者年金基金については加入者は雇用者ではないが、負担額を便宜上「雇用者負担」の欄に計上した。
2. 老人保健医療は他制度からの移転収入で賄われており、雇用者と雇主による直接の負担はない。
3. 本表の分類は付表9の分類(ただし「1. 社会保障給付」の部分)と対応している。
(原典)「国民経済計算年報(平成11年版)」

表4 一般政府の目的別支出

(単位：10億円)

平成9年度(1997) 支出の目的	最終消費支出	社会保障給付 社会扶助金 無基金雇用者 福祉給付	総固定資本形成
1. 一般政府サービス	13,134.3	35.4	1,656.0
2. 防 衛	4,530.5	0.0	0.0
3. 教 育	15,842.7	127.4	1,693.1
4. 保 健	3,094.1	24,398.2	1,056.2
5. 社会保障・福祉サービス	3,320.4	45,600.0	602.5
6. 住宅・地域開発	3,779.8	9.5	7,588.1
7. その他の地域社会サービス	1,529.1	3.9	955.7
8. 経済サービス	4,396.8	8.6	15,305.0
9. その他	274.2	1.0	113.4
合 計	49,901.8	70,184.0	28,970.1

(原典)「国民経済計算年報(平成11年版)」

表5 家計の目的別最終消費支出の構成

(単位：10億円)

項 目	平成9暦年
1. 食品・飲料・煙草	48,073.4
2. 衣服・はきもの	14,834.6
3. 家賃・水道・光熱	71,287.2
4. 家具・家庭器具・家計雑費	14,900.0
5. 医 療・保 健	32,882.0
6. 交 通・通 信	34,612.1
7. レクリエーション・娯楽・教育・文化サービス	37,601.6
8. そ の 他	44,284.3
国内での最終消費支出	298,475.2

(原典)「国民経済計算年報(平成11年版)」

表6 金融資産・負債の純増(5) 一般政府の内訳
(単位: 10億円)

平成9年度 項目	社会保障基金 金融資産の純増
1. 金・SDR	0.0
2. 現金通貨・通貨性預金	268.2
1) 現金通貨	0.0
2) 要求払預金	184.2
3) 日銀預け金	0.0
4) 政府当座預金	84.0
3. その他の預金	2,021.5
1) 定期性預金	370.4
2) 非居住者円預金・外貨預金	-149.8
3) 信託	1,768.3
4) 譲渡性預金	32.6
4. 短期債券	-4.6
5. 長期債券	484.2
1) 国債	-59.5
2) 地方債	54.4
3) 公社公団公庫債	280.9
4) 金融債	-92.2
5) 事業債	193.5
6) 投資信託受益証券	107.1
7) 外債	0.0
6. 株式	-25.5
7. 貸出金・借入金	87.8
1) 日銀貸出金・借入金	0.0
2) コール	0.0
3) 買入手形・売渡手形	0.0
4) コマーシャル・ペーパー	0.0
5) 市中貸出金・借入金	0.0
6) 政府貸出金・借入金	87.8
8. 生命保険	-1,245.0
9. 一般政府繰入金	0.0
10. 売上債権・買入債務	0.0
11. その他の金融資産・負債	8,083.8
1) 資金運用部預託金	7,813.5
2) 政府出資金	109.0
3) 損害保険	0.0
4) 外貨準備高(金・SDRを除く)	0.0
5) 直接投資	0.0
6) 貿易信用	0.0
7) 貸付/借入	0.0
8) 対外証券投資	-299.3
9) その他対外債権・債務	0.0
10) その他	460.6
合計	9,670.4
資金過不足	9,670.4

(原典) 「国民経済計算年報(平成11年版)」

表7 一般政府の部門別資産・負債残高

(単位：10億円)

項 目	平成 9 暦年		
	中央政府	地方政府	社会保障基金
1. 有形資産	17,678.6	94,987.6	639.1
1) 純固定資産	-	-	-
2) 再生産不可能有形資産	17,678.6	94,987.6	639.1
1 土地	17,579.0	86,629.9	637.2
2 森林	99.6	8,357.7	1.9
2. 金融資産	153,629.9	38,771.1	234,708.0
1) 現金通貨・通貨性預金	272.9	2,543.9	360.8
2) その他の預金	42,627.1	21,336.3	36,714.2
3) 短期債券	2,477.8	0.0	0.0
4) 長期債券	8,374.7	1.6	18,362.4
5) 株式	532.1	74.8	143.8
6) 政府貸出金	25,827.0	9,115.4	6,918.8
7) 生命保険	4,012.6	0.0	18,520.5
8) 一般政府繰入金	4,141.9	0.0	0.0
9) 売上債権	1.4	0.0	0.0
10) その他の金融資産	65,362.4	5,699.1	153,687.5
期末資産	171,308.5	133,758.7	235,347.1
3. 負債	384,949.4	131,789.8	1,460.6
1) 短期債券	28,923.0	0.0	0.0
2) 長期債券	255,504.4	42,419.6	0.0
3) 市中借入金	270.5	11,148.8	0.0
4) 政府借入金	83,172.7	78,042.7	1,460.6
5) 買入債務	24.5	178.7	0.0
6) その他の負債	17,054.3	0.0	0.0
4. 正味資産	-213,640.9	1,968.9	233,886.5
期末負債および正味資産	171,308.5	133,758.7	235,347.1

(注) 純固定資産については、合計のみを推計しており、中央政府・地方政府・社会保障基金別には推計していない。

(原典) 「国民経済計算年報(平成11年版)」

表8 国民経済計算とILOにおける社会保障の定義

	国民経済計算	ILO
目的	疾病、失業、退職、教育、家族の扶養等から生じるニーズに対する移転給付	治療または予防的医療の提供、所得保障、扶養家族に対する補足的給付の提供
根拠	法律に基づく制度	法律に基づく制度
実施主体	中央政府、地方政府、社会保障基金（社会保障給付を行うために公的機関によって加入が強制され、支配され、あるいは資金供給を受けている組織で、公的機関の他の活動から分離しているもの）。ただし、社会保障負担は社会保障基金に対するもののみ。	公的、準公的または独立の機関

医療・社会福祉サービスについては、施設の近接性に対するニーズや供給者と利用者との間の情報の非対称性などにより、寡占的性格があることから、非営利団体、自治体等の非営利主体によるサービス供給には経済厚生上の意義があると考えられる。

1. 医療・社会福祉サービス供給の寡占的性格

医療・社会福祉サービスの供給については、情報の非対称性、利用者のサービス評価能力の不足、近隣施設に対するニーズ等により、完全競争は成り立たないと考えられる。

医療・社会福祉サービスは、専門性があり資格を要するものも多いことから考えると、情報の非対称性が存在し、サービス供給者のほうが利用者よりも情報優位にあらう。さらに、医療・社会福祉サービスの利用者は、子供、寝たきり・痴呆性老人等、サービス内容の評価が十分にできなかつたり、評価ができてそれを十分に意思表示できない者も多いであらう。こうした情報の非対称性と利用者のサービス評価能力の不足が相まって、医療・社会福祉サービスの供給者は利用者より優位に立つことになる。

また、診療所や保育所のような通所施設は利用者にとって近隣にあることが求められ、老人ホームのような入所施設でも家族の近くにあることへのニーズは小さくないであらう。医療・社会福祉サービスにもある程度の規模の経済性はあるから、このような近隣の利用者の数は、完全競争が成り立つような多数の供給者が存立できるほど多くはないであらう。

これらの要因により、医療・社会福祉サービスの供給は、寡占的性格を持つと考えられる。ただし、参入が自由であれば超過利潤は生じないが、サービス供給者どうしが互いの行動に影響を受け、相手の行動を読みあうという寡占的な戦略的状況は残る。

また、医療・社会福祉サービスでは料金が規制されていることが多いが、その場合でも、供給者がサービスの質の水準を動かすことによって、実質的な料金を変えることは可能である。

2. 医療・社会福祉サービス供給者の行動原理

以上のように寡占的性格を持つと考えられる医療・社会福祉サービス供給において、供給者はCournot-Nash型数量競争を行い、どの供給者数 n に対しても対称的なCournot-Nash均衡が必ずuniqueに存在するものと仮定し、非営利主体と営利企業による医療・社会福祉サービス供給を比較する。

このうち、非営利主体は、費用がまかなわれる限り、できるだけ多くの医療・社会福祉サービスを提供して利用者ニーズに答えようとするであろう。したがって、非営利主体の行動原理は収支相償となり、

$$pq_i = c \quad (p \text{ は料金、} q_i \text{ は供給量、} c \text{ は総費用})$$

と表される。一方、営利企業の行動原理は利潤最大化であり、

$$\pi_i' = p + p'q_i - c' = 0$$

と表される。

ここで、費用関数はどの供給主体も同じ $c(q_i)$ とし、費用逓増を仮定し、固定費用が存在するものとする。すなわち、

$$c' > 0, c'' > 0, c(0) > 0$$

で、平均費用曲線はU字型になる。したがって、収支相償となる点は通常2つあるが、非営利主体は、できるだけ多くの医療・社会福祉サービスを提供して利用者ニーズに答えようとするわけであるから、この2つのうち供給量の多いほうを選択することになる。

また、 $p' < 0$ で、利潤最大化の2階の条件 $\frac{\partial^2 \pi_i}{\partial q_i^2} < 0$ が成立するものとする。さらに、どの供給者の限界利潤も他の供給者のサービス供給量（戦略変数）の減少関数であるという戦略的代替性の仮定を置く。すなわち、

$$\frac{\partial^2 \pi_i}{\partial q_i \partial q_j} < 0$$

3. 参入、退出が自由な場合の非営利主体と営利企業の比較

2. のモデルの下で、非営利主体と営利企業による医療・社会福祉サービス供給の経済厚生を比較する。まず、参入、退出が自由な場合について考える。

(1) 営利企業

$$\frac{d\pi(q_*(n))}{dn} = p'(nq_*(n))q_*(n)\{(n-1)q_*'(n) + q_*(n)\} \quad [1]$$

ここで、営利企業の行動原理より、 $p(nq_*(n)) + p'(nq_*(n))q_*(n) - c'(q_*(n)) = 0$

だから、 n で微分すると、

$$\begin{aligned} & \{(n+1)p'(nq_*(n)) + np''(nq_*(n))q_*(n) - c''(q_*(n))\}q_*'(n) \\ & + \{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n)\}q_*(n) = 0 \\ \therefore q_*'(n) & = -\frac{\{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n)\}q_*(n)}{n\{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n)\} + p'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))} \quad [2] \end{aligned}$$

[2]を[1]に代入すれば、

$$\begin{aligned} \frac{d\pi(q_*(n))}{dn} & = p'(nq_*(n))\{q_*(n)\}^2 \\ & \times \frac{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n) + p'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))}{n\{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n)\} + p'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))} \quad [3] \end{aligned}$$

戦略的代替性、 $p' < 0$ 、 $c'' > 0$ の仮定により、

$$\frac{d\pi(q_*(n))}{dn} > 0 \quad [4]$$

したがって、参入の増加につれて利潤は減少するが、利潤が0になるまで参入は続くから、均衡供給者数 n_* では、

$$pq_i = c$$

となる。

(2) 非営利主体

[4]式のように $\frac{d\pi(q_*(n))}{dn} > 0$ であるから、参入の増加につれて採算条件は厳しくなるが、最大限の採算追求をしてやっと収支相償が達成できるというところまで参入は続く。最大限の採算追求とは利潤最大化であるから、均衡供給者数 n_* では、

$$\pi_i' = p + p'q_i - c' = 0$$

となる。

(3) 非営利主体と営利企業の比較

営利企業による供給については、利潤最大化の行動原理の下で、自由参入均衡において収支相償となる。また、非営利主体による供給については、収支相償の行動原理の下で、自由参入均衡において利潤最大化になる。したがって、自由参入均衡においては両者は同じである。

4. 参入、退出に制限がある場合の非営利主体と営利企業の比較

医療・社会福祉サービスの供給については、情報の非対称性、利用者のサービス評価能力の不足等により、サービスの質や安定性の確保のための参入規制が必要と考えられ、現実にも規制が行われている。また、施設の近接性に対するニーズから、規模の経済性による参入障壁が存在する可能性もある。

そこで、以下で、参入、退出に制限がある場合について、非営利主体と営利企業による医療・社会福祉サービス供給の経済厚生を比較する。

(1) 限界的な参入制限の厚生効果

鈴木(1990)の限界における過剰参入定理のとおり、参入、退出が自由な場合の均衡供給者数から、限界的に供給者数を減少させることは、経済厚生を改善する。

① 営利企業

供給者数が n の場合の均衡における社会的総余剰を $W_*(n)$ とすると、

$$W_*(n) = \int_0^{nq_*(n)} p(x)dx - nc(q_*(n))$$

これを n で微分すると、

$$W_*'(n) = p(nq_*(n))\{q_*(n) + nq_*'(n)\} - c(q_*(n)) - nc'(q_*(n))q_*'(n)$$

自由参入均衡では、 $pq_i = c$ 、 $\pi_i' = p + p'q_i - c' = 0$ だから、

$$\begin{aligned} W_*'(n) |_{n=n_e} &= \{p(n_eq_*(n_e)) - c'(q_*(n_e))\}n_eq_*'(n_e) \\ &= -p'(n_eq_*(n_e))q_*(n_e)n_eq_*'(n_e) \end{aligned} \quad [5]$$

戦略的代替性、 $p' < 0$ 、 $c'' > 0$ の仮定により、[2]式から

$$q_*'(n) < 0 \quad [6]$$

だから、

$$W_*'(n) |_{n=n_e} < 0$$

② 非営利主体

供給者数が n の場合の均衡における社会的総余剰を $W_*(n)$ とすると、営利企業と同じく、自由参入均衡では、 $p q_i = c$ 、 $\pi_i' = p + p' q_i - c' = 0$ だから、同様に、

$$W_*'(n) |_{n=n_e} = -p'(n_e q_*(n_e)) q_*(n_e) n_e q_*'(n_e) \quad [7]$$

ここで、非営利主体の行動原理より、 $p(n q_*(n)) q_*(n) - c(q_*(n)) = 0$

だから、 n で微分すると、

$$\{p(n q_*(n)) + n p'(n q_*(n)) q_*(n) - c'(q_*(n))\} q_*'(n) + p'(n q_*(n)) \{q_*(n)\}^2 = 0$$

$$q_*'(n) = - \frac{p'(n q_*(n)) \{q_*(n)\}^2}{\pi'(q_*(n)) + (n-1) p'(n q_*(n)) q_*(n)} \quad [8]$$

規模最大化の行動原理より、 $q_*(n) \geq q_*(n)$

したがって、 $\frac{\partial^2 \pi_i}{\partial q_i^2} < 0$ の仮定より

$$\pi'(q_*(n)) \leq \pi'(q_*(n)) = 0 \quad [9]$$

これと $p' < 0$ の仮定から、[8] 式より

$$q_*'(n) < 0 \quad [10]$$

$$\therefore W_*'(n) |_{n=n_e} < 0$$

③非営利主体と営利企業の比較

自由参入均衡においては $q_*(n_e) = q_*(n_e)$ だから、

$$W_*'(n) |_{n=n_e} - W_*'(n) |_{n=n_e} = -p'(n_e q_*(n_e)) q_*(n_e) n_e \{q_*'(n_e) - q_*'(n_e)\} \quad [11]$$

自由参入均衡では非営利主体についても $\pi_i' = p + p' q_i - c' = 0$ だから、[8] 式より、

$$q_*'(n_e) = - \frac{q_*(n_e)}{n_e - 1}$$

一方、[2] 式より、

$$q_*'(n_e) = - \frac{q_*(n_e)}{n + \frac{p'(n_e q_*(n_e)) - c''(q_*(n_e))}{p'(n_e q_*(n_e)) + p''(n_e q_*(n_e)) q_*(n_e)}}$$

戦略的代替性、 $p' < 0$ 、 $c'' > 0$ の仮定により、分母の第2項は正だから、

$$q_*'(n_e) < q_*'(n_e)$$

よって、[11] 式より、

$$W_*'(n) |_{n=n_e} < W_*'(n) |_{n=n_e}$$

したがって、限界的な参入制限による経済厚生改善は、非営利主体による医療・社会福祉サービス供給のほうが大きい。

(2) 参入制限一般の厚生効果

限界的な参入制限を超える参入制限一般の厚生効果については、社会的最善が参照基準となろう。

社会的最善とは、供給者数と各供給者の供給量が経済厚生を最大化する水準になっている状態である。したがって、最善の供給者数と供給量は、

$$\max W(n, q) = \int_0^{nq} p(x)dx - nc(q)$$

より、

$$\begin{cases} \frac{\partial W}{\partial n} = p(nq)q - c(q) = 0 \\ \frac{\partial W}{\partial q} = n\{p(nq) - c'(q)\} = 0 \end{cases} \quad [12]$$

を満たす n と q である。

しかし、参入制限は、供給者数を規制するだけであり、各供給者の供給量を直接規制することはできず、各供給者の供給量は供給者数に応じた均衡値となる。このため、社会的最善が達成されるとは限らない。

① 営利企業

均衡において経済厚生を最大にする供給者数を n_0 とすると、

$$W_0'(n_0) = p(n_0q_*(n_0))q_*(n_0) - c(q_*(n_0)) + \{p(n_0q_*(n_0)) - c'(q_*(n_0))\}n_0q_*'(n_0) = 0$$

参入制限により利潤が正になるから、

$$p(n_0q_*(n_0))q_*(n_0) - c(q_*(n_0)) > 0$$

$$\text{これと [6] 式から、 } p(n_0q_*(n_0)) - c'(q_*(n_0)) > 0$$

したがって、[12] 式が満たされないから、社会的最善は達成されない。

また、

$$\frac{dp(nq_*(n))}{dn} = p'(nq_*(n))\{nq_*'(n) + q_*(n)\}$$

これに [2] 式を代入すると、

$$\frac{dp(nq_*(n))}{dn} = p'(nq_*(n))q_*(n) \times \frac{p'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))}{n\{p'(nq_*(n)) + p''(nq_*(n))q_*(n)\} + p'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))}$$

戦略的代替性、 $p' < 0$ 、 $c'' > 0$ の仮定により、

$$\frac{dp(nq_*(n))}{dn} < 0$$

したがって、価格は n の減少につれて単調に上昇するから、 n_0 を求めるシグナルにはならない。

②非営利主体

均衡において経済厚生を最大にする供給者数を n_1 とすると、

$$W_*'(n_1) = p(n_1q_*(n_1))q_*(n_1) - c(q_*(n_1)) + \{p(n_1q_*(n_1)) - c'(q_*(n_1))\}n_1q_*'(n_1) = 0$$

非営利主体の行動原理より、 $p(n_1q_*(n_1))q_*(n_1) - c(q_*(n_1)) = 0$

$$\text{これと [10] 式から、 } p(n_1q_*(n_1)) - c'(q_*(n_1)) = 0 \quad [13]$$

したがって、[12] 式が満たされるから、社会的最善が達成される。

$$\text{また、 } \frac{dp(nq_*(n))}{dn} = p'(nq_*(n))\{nq_*'(n) + q_*(n)\}$$

これに [8] 式を代入すると、

$$\frac{dp(nq_*(n))}{dn} = p'(nq_*(n))q_*(n) \times \frac{p(nq_*(n)) - c'(q_*(n))}{\pi'(q_*(n)) + (n-1)p'(nq_*(n))q_*(n)}$$

となるから、[13] 式より、

$$\frac{dp(nq_*(n_1))}{dn} = 0$$

さらに、非営利主体の行動原理より、

$$p(nq_*(n)) - c'(q_*(n)) = \frac{c(q_*(n))}{q_*(n)} - c'(q_*(n))$$

であるから、平均費用と限界費用の関係から、

$$q_*(n) \leq q_*(n_1) \Leftrightarrow p(nq_*(n)) - c'(q_*(n)) \geq 0$$

[10] 式より $q_*'(n) < 0$ だから、

$$n \geq n_1 \Leftrightarrow p(nq_*(n)) - c'(q_*(n)) \geq 0$$

よって、[9] 式と $p' < 0$ の仮定により、

$$n \geq n_1 \Leftrightarrow \frac{dp(nq_*(n))}{dn} \geq 0$$

したがって、価格は n_1 を求めるシグナルになる。すなわち、価格が下げ止まるまで供給者数を減少させれば、均衡において経済厚生を最大にする供給者数が得られ、社会的最善が達成される。

③非営利主体と営利企業の比較

非営利主体の規模最大化の行動原理より、 $q_*(n) \geq q_*(n)$ だから、 $\frac{dW_*(n)}{dq_*(n)} \geq 0$ であれば、 $W_*(n) > W_*(n)$

ここで、

$$\frac{dW_*(n)}{dq_*(n)} = n\{p(nq_*(n)) - c'(q_*(n))\}$$
$$\frac{d^2W_*(n)}{dq_*(n)^2} = n\{np'(nq_*(n)) - c''(q_*(n))\} < 0$$

だから、 $q_*(n)$ が $\frac{dW_*(n)}{dq_*(n)} = 0$ となる $q_*(n_1)$ を超えない範囲では、 $W_*(n) > W_*(n)$

したがって、 n が均衡において経済厚生を最大にする供給者数 n_1 より小さくならない範囲の参入制限であれば、経済厚生は、非営利主体による医療・社会福祉サービス供給のほうが営利企業による供給よりも高い。

5. 結論

医療・社会福祉サービスの供給については、情報の非対称性、利用者のサービス評価能力の不足、近隣施設に対するニーズ等により、寡占的性格があると考えられる。このような場合、自由参入均衡は社会的最善ではなく、参入制限によって経済厚生が改善する可能性がある。

医療・社会福祉サービス供給が非営利主体だけで行われる場合、非営利主体の収支相償の下での規模最大化の行動原理のために、最適な参入制限によって社会的最善が達成でき、しかも、医療・社会福祉サービスの価格が最適な参入制限のシグナルになる。しかし、医療・社会福祉サービス供給が営利企業だけで行われる場合は、社会的最善が達成できず、医療・社会福祉サービスの価格も最適な参入制限のシグナルにならない。また、最適な参入制限よりも緩い参入制限であれば、非営利主体のみによる医療・社会福祉サービス供給の経済厚生は、営利企業のみによる医療・社会福祉サービス供給よりも大きい。

参考文献

鈴木興太郎 (1990) 「銀行業における競争・規制・経済厚生」、日本銀行金融研究所『金融研究』第9巻第3号

国民経済計算のフレーム・ワークとして、現在、多くの国によって採用されているのは、国際連合が 1968 年に勧告した “A System of National Accounts” によるものであり、「68 年 SNA」とも呼ばれる。この後、四半世紀を経て、各国経済の構造も大きく変化し、SNA を見直す必要性が認識されたことから、1993 年に国連経済社会理事会は新しい SNA 体系の基準を勧告した。これは、国連、OECD などを中心に長年の検討が行われてきたものであり、以降「改訂 SNA」と呼ぶ。

改訂 SNA のねらいは、SNA の主体系について 3 つあり、それらは経済構造変化への対応、諸概念の一層の明瞭化、他の統計体系との調和である。また、付帯的体系としての「サテライト勘定」の作成を提唱している。これは、主体系の一貫性は崩さずに、政策的に重要な分野について関連する情報を整理・統合し、これを主体系との関連において示すものである。

先進諸国の多くでは改訂 SNA へ移行しているが、日本の場合には 2000 年に予定されている「1995 年基準改定」において移行することになっている。したがって、改訂後の日本の SNA の姿は確定していないが、移行の基本方向はほぼ決められている。ここでは、社会保障関係の移転、支出を中心に主体系における改訂の方向について概観する。

社会保障関係の改訂の主要点は、第 1 に、負担と給付の間に直接的な関係がある場合に、年金基金を金融機関として一般政府から分離すること、第 2 に、医療費の医療保険負担分を一般政府の最終消費支出として取り扱うことにある。第 1 の点は、他の改訂点ともあわせて所得・支出勘定の拡充をもたらし、また第 2 の点は、いわゆる消費概念の二元化とも関わるものである。

1. 所得・支出勘定体系の拡充

改訂 SNA では、現行の所得支出勘定を所得の発生・支出のいくつかの段階に分けてとらえることにしている。これらは、「所得の第 1 次分配勘定」、「所得の第 2 次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」および「所得の使用勘定」である。

(所得の第 1 次分配勘定)

所得の第 1 次分配勘定は、第 1 次所得がどのように制度部門に配分されるかを示すものである。ここで第 1 次所得とは、「生産過程への参加または生産に必要な資産の所有の結果として発生する所得」と定義され、雇用者所得、営業余剰、混合所得、生産および輸入品に課される税（控除、補助金）に加え、金融資産または土地の貸借に関する財産所得の受け払いを含む。「混合所得」とは、現行 SNA の個人企業の営業余剰を名称変更するものであり（ただし、持ち家のそれは引き続き営業余剰とされる）、これは個人企業の所得が経営

者としての個人業主への報酬と労働所得の性格が混在していると考えられるための措置である。また、「生産および輸入品に課される税」とは、同じく現行の間接税の名称変更だが、このすべてが企業の付加価値から払われるものでなくとも、政府の第1次所得として取り扱われる。所得や資産に課される税、社会保険負担、給付およびその他の経常移転は第1次所得には含まれず、次に述べる所得の第2次分配勘定で取り扱われる。

第1次所得の受取と支払いの差額を第1次所得バランスといい、これらの関係は図1に示される。第1次所得バランスをすべての制度部門について合計すれば国民所得が得られる。

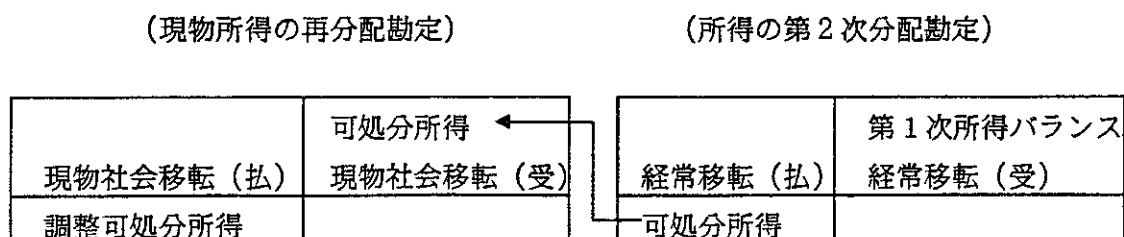
図1 所得の第1次分配勘定

(使途)	(源泉)
	営業余剰 混合所得 雇用者所得 生産および輸入品に課される税 (控除) 補助金
財産所得 (支払)	財産所得 (受取)
第1次所得バランス	

(所得の第2次分配勘定と現物所得の再分配勘定)

改訂SNAでは「現物社会移転」という概念が新たに導入される。これには教育、保険サービスなどのように、一般政府あるいは対家計民間非営利団体から、無料あるいは経済的に意味のない価格で家計に提供されるサービスや、現物の社会扶助給付などが含まれる。所得の第2次分配勘定は、第1次所得バランスが現物社会移転を含まない経常移転の受取と支払によって、可処分所得につながるまでを記録する。現物所得の再分配勘定は、さらに現物社会移転をふくめた可処分所得を記録する。現物社会移転を含む可処分所得の概念を「調整可処分所得」という。これらの関係は図2に示される。

図2 所得の第2次分配勘定と現物所得の再分配勘定



所得の第2次分配勘定における経常移転は、「所得、富等に課される経常税」と名称変更される現行の直接税や、「社会負担・給付」に含まれることになる現行の社会保障負担・給付、社会扶助金、およびその他の経常移転からなる。

現物社会移転を移転を定義するために、改訂 SNA では一般政府の産出を集会的非市場財およびサービスと個別的な非市場財およびサービスに2分する。このうち個別的な非市場財・サービスとは教育や保険サービスなどのように、その便益を受けている個人、家計が特定できる性質のものであり、外交、防衛、警察などのように受益者が特定することが難しいものは集会的とされる。現行の SNA では個別的なサービスの供給額のうち、授業料や受診料などのかたちで家計が実際に支払う部分を家計消費とする一方、それらの供給に要する経費のうち家計消費で賄われない部分を一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費としている。改訂 SNA の現物所得の分配勘定では、この一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費に相当する部分を現物社会移転として家計の調整可処分所得に加えることになる。もちろん、これらの現物社会移転は一般政府あるいは対家計民間非営利団体の調整可処分所得からは差し引かれる。現物社会移転には、2に述べるように、この他にも現物の社会扶助給付や医療費のうちの医療保険の支払分などが含まれる。なお、現物社会移転は一般政府と対家計民間非営利団体から家計に対して行われるものに限られるので、法人企業部門はこれに関係しない。

(所得の使用勘定)

所得の使用勘定には、「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の2つのバージョンがある。家計の勘定を簡略に示せば、図3のようになる。ここでのポイントは2つあり、その第1は、可処分所得の使用勘定では家計の実際の支出である「最終消費支出」が記録されるのに対し、調整可処分所得の使用勘定では最終消費支出に現物社会移転を加えた「現実最終消費」が記録されることである。この点については2.で詳しく述べる。第2は、「年金基金に関する家計純持分の変動のための調整」という項目が可処分所得とともに資金の源泉側にあらわれることである。

第2の点についてはやや説明を要する。現行 SNA では、年金基金が原則的に一般政府の一部である社会保障基金に含まれる。改訂 SNA においては、負担と給付がリンクしている場合に、その年金基金を社会保障基金からは切り離し、家計との受け払いを移転ではなく金融取引とすることにしている。つまり、そのような年金基金は家計によって所有されており、その積み増しは貯蓄とする。ところが、このような取り扱いは一般的に家計の認識とは一致せず、家計は年金負担と給付を移転と考えるだろうということから、改訂 SNA の可処分所得あるいは調整可処分所得は、これらを移転として含むものとして記録される。この取り扱いの相違が貯蓄に影響を与えないようにする、すなわち年金負担と給付が移転として記録されなかった場合の貯蓄額に戻すために導入されるのがこの調整項目であり、基本的には年金負担から給付を差し引いた金額である。このような年金基金は、同じく家

計の貯蓄とされる生命保険の準備金の積み増しと似た性格を持っている。

図3 可処分所得の使用勘定

(可処分所得の使用勘定)

	可処分所得
最終消費支出	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
貯蓄	

(調整可処分所得の使用勘定)

	調整可処分所得
現実最終消費	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
貯蓄	

図3の2つの勘定において可処分所得と調整可処分所得および最終消費支出と現実最終消費支出の間には、現物社会移転という同じ金額の差があるため、2つの勘定の貯蓄には全く同額が記録されることはない。

2. 消費概念の2元化

既に述べたように、家計の現実最終消費は最終消費支出に現物社会移転の受取を加えたものである。最終消費支出は、その費用を負担する制度部門に記録される。したがって、現物社会移転として家計が最終的に使用した消費についても、その費用を負担している一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費支出である。

家計の現実最終消費は、家計が自ら購入したか、あるいは現物社会給付として移転によって得たかにかかわらず、家計がその便益のために使用した財・サービスの大きさを測ることを目的としている。したがって、それは最終消費支出よりも家計の生活水準のよりよい指標であると考えられている。一方、最終消費支出は家計が実際に支払う金額（帰属消費を含む）であるので、現行SNAの最終消費支出とも異なる。すなわち、現行SNAでは医療費のうち社会保障基金から支払われる部分（保険分）は社会保障基金から家計への移転となり、家計が消費支出することになっているが、改訂SNAでは費用の負担主体に着目して、社会保障基金の最終消費支出とされる。また、家計に対する現物による社会扶助給付およびその他の移転は、現行SNAでは家計が最終消費支出することになるが、改訂SNAでは一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費支出となる。もちろん、これらが家計への現物社会移転とその現実最終消費に含まれることはない。

一般政府の最終消費支出のうち個別的な非市場財・サービスは現物社会移転として家計